

新型コロナウイルス 区内保育園、病院での感染、対策強化を!



区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています
日本共産党荒川区議団
小林行男
 ご意見をお寄せください

区政ニュース

NO. 772
 2020. 4. 26

区議会控室
 TEL 3802-4627
 FAX 3806-9246
 Email: arajcp@tcn-catv.

ne.jp
 ホームページ
<http://www.tcn-catv.ne.jp/~jcp/para/>
 東尾久相談室
 東尾久2-37-3
 TEL・FAX
 3895-0508

新たな事態に対応した緊急要望を提出

4月21日、共産党区議団は、保育園職員、女子医大で医師などの感染といった新たな状況を踏まえ、区長に緊急要望書を提出しました。(第3次要望)

1、荒川区内での保育園職員感染に関わって

区内私立保育園で4月16日、17日と続いて2名の感染者が確認されました。感染確認日時と出勤最終日との関係で濃厚接触者の疑いはないとして、PCR検査は必要なしと判断している。医療・福祉・教育現場での感染拡大は、社会的に大きな影響をもたらします。また、感染者が出たときには長い潜伏期間と強い感染力、無症状感染者の存在などもあり、当該保育園関係者のPCR検査の実施すること。



2、東京女子医大での医師・看護師の感染について

区内でも必要な検査が受けられて



①区内唯一の災害拠点病院での感染の広がりを抑えるため、考えられるすべてを駆使し対応するように区としての支援を直ちに行うこと。
 ②日々の変化、情報公開を求め共有して対応すること。
 ③妊婦さんが安心して検診・分娩できるように、格段の支援を行うこと。



3、PCRセンターの設置について

新型コロナウイルスの感染者の急増を受け、東京都医師会は17日、都内にある47の地区医師会と地元自治体がそれぞれ協力し、感染者を早期に見つけることで、感染拡大防止を図ることを目的に「PCRセンター(仮称)」を順次、各地に設置すると発表しました。

女子医大は、安全を確認の上、外来診療と入院受入を再開。ただし、産婦人科の外来診療と入院受入を今週中止し、消毒を徹底し医師およびスタッフの健康観察と再検査をして、東京都、保健所の指導を仰ぎながら再開に備える。としています。



①医師会のご意見を聞き、ローテーションを担う開業医への助成、マスク・消毒・防護服・非接触型体温計の準備など区の財政的な支援を具体的に明らかにするとともに、直ちに開設準備にとりかかること。
 ②あわせて早くから専門家の間で指摘されている発熱外来の検討も行うこと。

緊急事態宣言、お困りごとなどお寄せください。

新型コロナウイルス感染症にかかわって、日々の生活に大きな影響が出ています。

経済的なことや仕事のこと、暮らしのことなどお困りごとなど実情をお寄せください。

【小林行男事務所】

電話・FAX: 3895-0508

【日本共産党荒川区議団】

電話: 3802-4627

FAX: 3806-9246

メール: arajcp@tcn-catv.ne.jp



法律相談会



毎月第3火曜日(午後6時から)北千住法律事務所の弁護士による法律相談会をおこなっています。できるだけ事前にご連絡ください。

5月の相談会は、5月19日(火)

尚、お急ぎの方は、弁護士事務所と連絡して、ご相談できますのでお気軽に声をかけてください。

新型コロナウイルス

関連融資の状況とセーフティネット認定の状況！

融資件数(幹旋数)			
	コロナウイルス	関連融資	計
	対応融資		
2月	1	10	11
3月	104	29	133
4月1～9日	75	18	93

(4月9日 現在)

セーフティネット保証認定件数				
	4号認定		危機関連	計
	4号認定	5号認定		
2月	0	0	0	0
3月	111	15	10	136
4月1～9日	77	4	18	99

緊急事態宣言も発令され、外出の自粛や飲食店の営業縮小、イベントの中止や学校、保育園などの休業に関連して、ますます苦境に立たされている中小業者。政府は、営業自粛を求め、出補償がありません。損出補填をしつかりしてこそ、

は、多くの方が訪れています。ただでさえ、手狭な窓口が「三密」を避けるのも大変そうです。(区役所ではすべての窓口業務は飛沫を防ぐシートが張られています)



融資の相談件数が急増しています。連日、6階の経営支援課に

感染拡大の歯止めを効果的なものにはできません。ここに力を入れてもらいたいものです。

<セーフティネット・・・>

経営安定関連保証。経営の安定に支障をきたしている中小企業が市区町村の認定を受けることで、一般保証とは別枠で最大2億8千万円を利用できる保証制度。

(4号認定)

自然災害など(新型コロナウイルス)によって売上げが前年同期に比べて20%以上の落ち込みがある事業者(全国・業種指定なし)

(5号認定)

状況の悪化している業種、売上げに前年同期と比べて5%以上の落ち込みがある業者(業者指定あり)

(危機関連)

大規模な経済危機などにより信用収縮への対応、前年同期と比べ売上に15%以上のある事業者

新型コロナ対策の設備投資の補助

補助率2分の1、

限度額100万円

卸売り業、サービス業、小売業

商業振興係 内線 468

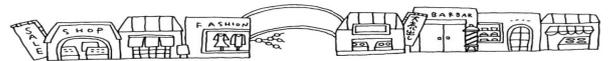
製造業、運輸業、その他

経営支援係 内線 459

【問合せ】

産業経済経営支援課融資係

電話：3802-3111 内線467



雇用調整助成金の申請支援がはじまります。

新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に一時的な休業などを行い、雇用の維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」が受給できる場合があります。荒川区はこの制度を利用をおこなおうとする中小企業に対して、具体的な相談・助言を行う社会保険労務士の派遣や、申請代行の費用を一部補助し、区内中小企業の雇用の維持を支援します。



【問合せ】

産業経済部就労支援課 3800-8710

自宅待機や解雇といわれたら・・・

会社の指示で休業する場合、休業手当(平均賃金の6割以上)が受け取れます。緊急事態宣言でも、自宅勤務や他の業務に就かせる努力がないと支払い義務はなくなりません。



経営不振による「整理解雇」も、

(4要件)

- ①必要性 ②解雇回避努力 ③人選の合理性
- ④説明・協議 にてらして妥当性が問われます。

★有期雇用で期間途中の解雇は、やむを得ない理由がない限り認められず、通常の解雇より厳しく判断されます。

相談は・・・

全労連・労働相談ホットライン

0120-378-060



○「10万円支給」を収入とせずと厚生労働省の判断。新型コロナの感染症対策で国民の声押されて政府は全住民に一人10万円の一律給付を決めました。しかし、生活保護を利用している方から、支給されても収入認定されたら保護費が削られるのでは？外出自粛の中でいろいろな負担が増えているのに何とかしてほしいと寄せられていました。まずは良かった。

